

令和5年1月27日
畜産振興・防疫対策課長 大橋
外線：225-1625（内4700）

高病原性鳥インフルエンザ発生予防に係る 一斉消毒の実施について

今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザが、1月26日までに、25道県66事例の発生が確認されており、過去最高となっている。

県としては、これまで、11月、12月と2回にわたり、県独自の高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策として、県内すべての養鶏場等における消石灰散布による一斉消毒を実施した。

こうした中、全国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、国から県に対して一斉消毒の実施について要請があったことから、次のとおり実施する。

- 1 県内すべての養鶏場等への消石灰散布による一斉消毒を、3月末までにさらに3回（今年度は計5回）実施することとし、3回目を本日1月27日から開始
- 2 各養鶏場の周辺1km圏内のため池等のうち、カモ類等の野鳥の生息が確認された3か所について、それらの周辺道路への消毒によるウイルス拡散の防止を図るため、消毒液等の散布を2月から3月にかけて計5回実施

●報道機関へのお願い

養鶏場などにおける消石灰散布に関する取材は、高病原性鳥インフルエンザの発生を引き起こす恐れがあることから、厳に慎むようお願いします。